

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

---

令和4年9月26日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部

- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(1)  
(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)
- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(2)  
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)
- 参考資料(1)  
(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)
- 参考資料(2)  
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(1)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)

---

電気通信事業部  
事業政策課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

## 1. 「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

赤枠部分が諮問対象

P7

「**利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務**」を提供する**電気通信事業者**に対する規律（※）

（※） **検索情報電気通信役務**、**媒介相当電気通信役務**を提供する者も対象

P10

① **特定利用者情報**（※）の**取扱規程**（≒社内ルール）の**策定・届出**

（※）通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる**利用者**の情報が含まれる。

P8

P9

② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**

P10

③ **毎事業年度**、特定利用者情報の**取扱状況を自己評価**、**取扱規程・取扱方針に反映**

④ 上記事項の**統括管理者の選任・届出**、**職務遂行義務**

⑤ 特定利用者情報の**漏えい時の報告**

## 2. 「外部送信」関係

「利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない電気通信役務**」を提供する**電気通信事業を営む者**に対する規律

- 電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、**利用者に関する情報を外部送信**する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

## 電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

### 電気通信事業者（登録・届出が必要）

（電気通信回線設備を設置する者又は他人の通信を媒介する電気通信事業を営む者）  
例：携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供する者

### 電気通信事業者以外の者（登録・届出が不要）

（電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業を営む者）  
例：検索、SNS、オンラインショッピングモール、オンラインオークション等を提供する者

利用者の利益に及ぼす**影響が大きい**電気通信役務を提供する**電気通信事業者**

左記以外の電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

なし  
（自主的な取組のみ）

利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない**電気通信役務を提供する者

外部送信に関する規律

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない者

- ①「自分」のために電気通信役務を提供する者  
又は
- ②利益を得ようとせず、無償や原価ベースで電気通信役務を提供する者

# 電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG

- 電気通信事業ガバナンス検討会の下に設けられた特定利用者情報の適正な取扱いに関するWGでは、令和4年6月より、「特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」の詳細について検討。
- パブリックコメントを経て、規律の詳細について同年9月に取りまとめを策定。当該取りまとめを踏まえて省令案を策定。

## [検討事項]

1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者
2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報
3. 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容
4. 情報取扱規程の記載事項
5. 情報取扱方針の記載事項
6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項
7. 特定利用者情報統括管理者の要件
8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

## [構成員等]

(敬称略)

主査	大橋 弘 東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
構成員	相田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
構成員	落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
構成員	沢田 登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
構成員	森 亮二 英知法律事務所弁護士
関係団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会
関係団体	一般社団法人MyDataJapan
関係団体	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
関係団体	一般社団法人テレコムサービス協会
関係団体	一般社団法人新経済連盟
関係団体	在日米国商工会議所
関係団体	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
関係団体	一般社団法人セーファーインターネット協会
関係団体	情報通信消費者ネットワーク
関係団体	主婦連合会
関係団体	公益社団法人経済同友会
関係団体	一般社団法人シェアリングエコミー協会
関係団体	欧州ビジネス協会
関係団体	一般社団法人電気通信事業者協会
関係団体	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁



（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十七条の五 総務大臣は、①総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して②利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

一・二 （略）

## 総務省令で定める事項

- ① 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、**告示・通知**による。
- ② 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
  - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
  - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

※ 無料の電気通信役務：料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務  
 有料の電気通信役務：料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務

※ 利用者：契約締結者又は利用登録者（詳細は後述）  
 利用者数：前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ（抜粋）】2.1（3）対応の方向性

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要がある。

極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること、電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受ける有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対して利用者からの期待がより一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し、対象となる電気通信役務の基準としては、以下とすることが考えられる。

・ 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受けない無料の電気通信役務に関しては、利用者数（契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数）1,000万人以上を有する電気通信役務

・ 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受ける有料の電気通信役務に関しては、利用者数（契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数）500万人以上を有する電気通信役務

また、「利用者数」は、諸外国の制度や電気通信事業者の算定負担等も考慮し、前年度末（3月末）時点における月間アクティブ利用者数（一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数。以下同じ。）の年平均値とすることが考えられる。



(適用除外等)

第六十四條 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 (略)

3～5 (略)

## 総務省令で定める事項

○ 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**

- ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
- ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務(☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.2 (3) 対応の方向性

新たに電気通信事業者としての規律の対象となる検索情報電気通信役務に関しては、特に影響が大きい電気通信役務を対象を限定する観点から、以下のどちらにも該当する電気通信役務とすることが適当である。なお、検索サービスの利用者数に関しては、スマートフォンではログインをした状態で検索サービスを使用することが一般的であるため、登録アカウント数を代替的に用いることが適当である。

- ・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務
- ・(利用者に公開されている全てのウェブサイトの検索が可能)分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 **媒介相当電気通信役務** その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

## 総務省令で定める事項

○ 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※

・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務

・**主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介**する電気通信役務（付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。）

※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.3 (3) 対応の方向性

新たに電気通信事業者としての規律の対象となる媒介相当電気通信役務としては、これまでの電気通信事業法の規律の対象となる電気通信事業の考え方との近似性・連続性にも配慮し、以下のいずれにも該当する電気通信役務とすることが適当である。

・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務

・主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務。ただし、付随的に上記役務の機能を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみを取り扱う電気通信役務は、対象外とする。

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、(略) 電気通信事業者を、特定利用者情報(当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。)を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

- 一 通信の秘密に該当する情報
- 二 利用者(第二条第七号イに掲げる者に限る。)を識別することができる情報であつて①**総務省令で定めるもの**(前号に掲げるものを除く。)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

- イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他②**これに準ずる者として総務省令で定める者**
- ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務(これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。)の提供を受ける者(イに掲げる者を除く。)

## 総務省令で定める事項

① 特定利用者情報には、(通信の秘密に該当する情報に加え) 利用者を識別できる情報のうち、「**データベース等を構成する情報**」を構成する情報が該当

- ※ 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。
- ※ 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

② 利用者には、(契約締結者に加え) 契約締結者に準ずる者として、「**継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者**」が含まれる

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.5 (3) 対応の方向性

特定利用者情報は、通信の秘密に加え、利用者(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者)を識別できる情報であつて、「データベース等を構成する情報」が適当である。具体的には、利用者を識別することができる情報の集合物であつて、利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等とする。

令和4年 9月	10月	11月	12月	令和5年度 ～
<p>9/26(月) 諮問</p>	<p>情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会</p> <p>9/27(火)-10/26(水) パブリックコメント(予定)</p>	<p>11/25(金) 答申(予定)</p>	<p>答申をいただいた後、 速やかに制定</p>	<p>改正法の施行日(改正法の公布日 (令和4年6月17日)から 1年を超えない範囲内に おいて政令で定める日)から施行 (附則第1条)</p>

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（２）

（電気通信事業法の一部を改正する法律（第一種指定  
電気通信設備制度の見直し関係）等を踏まえた規定整備）

---

電気通信事業部

料金サービス課

# 電気通信事業法の一部を改正する法律(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す**。



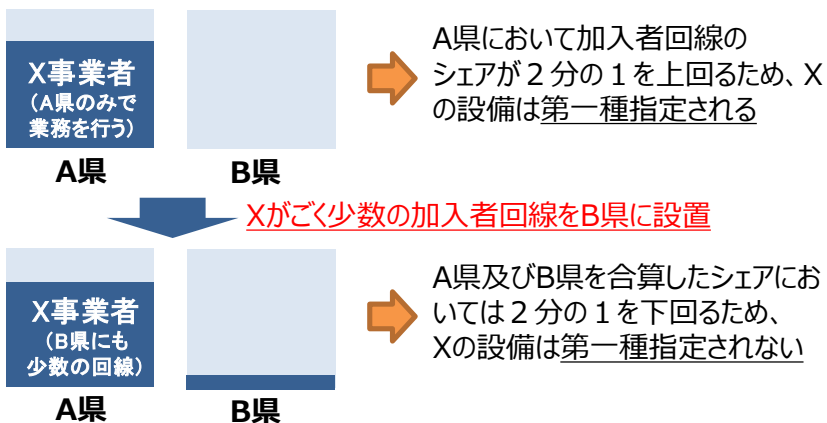
# 改正の概要 ①加入者回線の占有率の算定方法

- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、①加入者回線の占有率の算定方法及び②指定の対象となる電気通信設備の範囲等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」（令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。）を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に利用する設備である県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの）及びゲートウェイルータ（IP音声接続に用いるもの）について、③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。

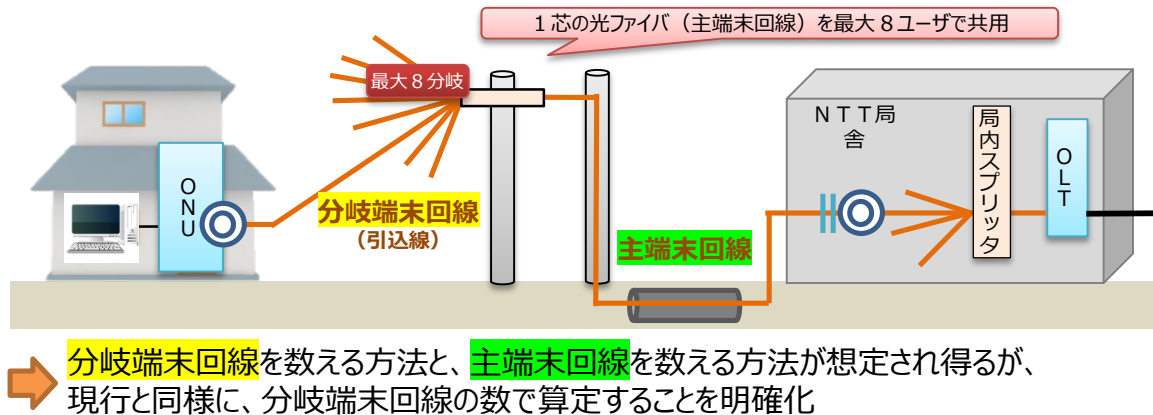
## ① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備【施行規則第23条の2第2項（新設）】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の潜脱を防止し、適切な算定を行うため、ある都道府県における加入者回線の設置割合が一定の割合（百分の一）未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす（業務区域に加えない）。【第一号】
- 加入者回線の数について、シェアドアクセス方式で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される主端末回線を数える方式と、②利用者の電気通信設備に接続される分岐端末回線を数える方式の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数を算定する旨を規定。【第二号】

### ●本規定（第一号）の想定する潜脱（例）



### ●シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法（第二号）





## ② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備【施行規則第23条の2第4項】

- 第一種指定交換等設備について、これまで単位指定区域（都道府県）内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除。【第一号ロ】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備（第一種指定県間伝送路設備）を追加。【第二号ハ（新設）】

## ③ 第一種指定電気通信設備の指定【指定告示（※）】

- 県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を新たに指定。【第三号ロ、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号ハ】

## ④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備（他社設備）を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量（データ伝送の場合）又は通信量（音声伝送の場合）を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

### 最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方（概要・関係部分抜粋）

- 「PPPoE接続」以外の「IP音声接続」、「IPoE接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適切である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切である。この際、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切である。
- IP網移行後の音声通信について、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（IP音声用）を今後第一種指定電気通信設備として指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。

# (参考)電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号) (第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

## 改正条文案

(第一種指定電気通信設備との接続)

**第33条** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**その伝送路設備が設置される都道府県の区域内**に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める**割合として総務省令で定める方法により算定した**割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び\_\_\_\_\_当該電気通信事業者が**当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために**設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

## 現行条文

(第一種指定電気通信設備との接続)

**第33条** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、**全国の区域**

**を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに**、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**当該区域内**

\_\_\_\_\_に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び**当該区域において**当該電気通信事業者が**これと一体として**

\_\_\_\_\_設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

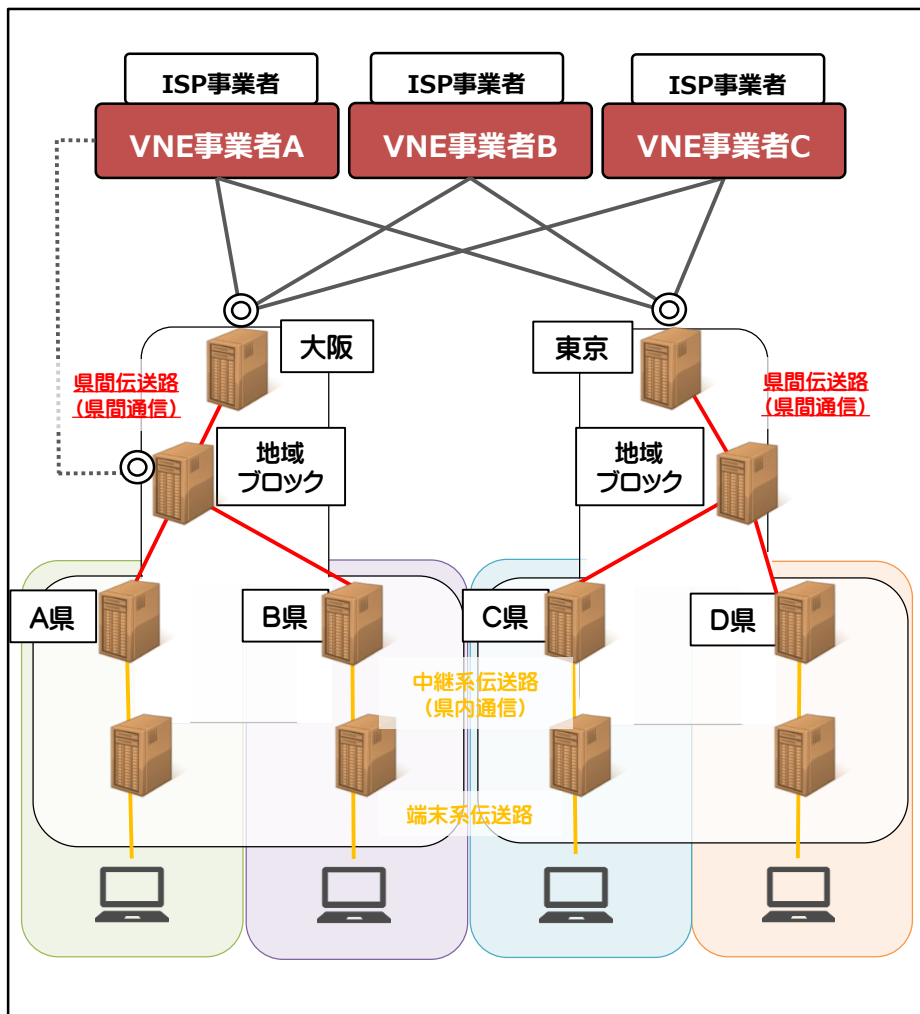
**黄マーカー部分:** 加入者回線の占有率を算定する範囲を、現行の都道府県単位から、各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。



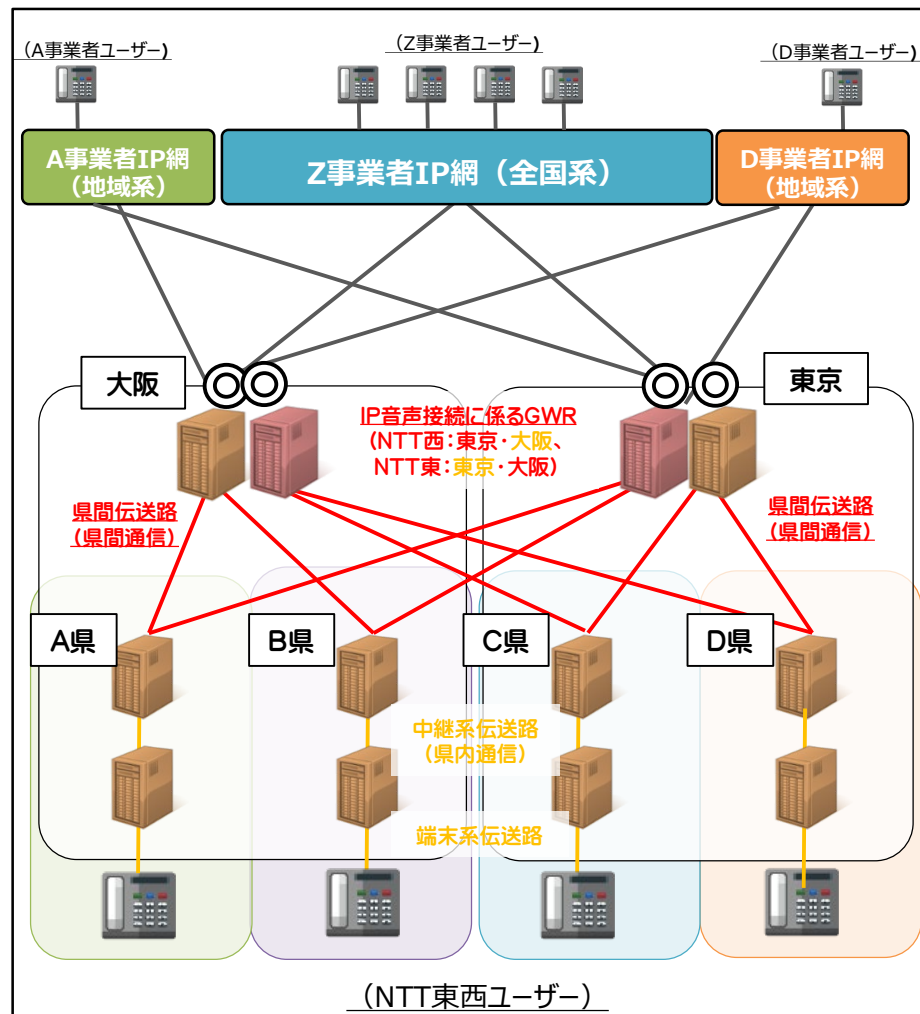
**緑マーカー部分:** 固定電話網のIP網移行に伴い、接続点が東京・大阪の2か所になることにより、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)を指定できるよう、規定を見直す。

- 県間通信（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）に係る設備を新たに指定。
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータ（GWR）を新たに指定。

【ISP接続（IPoE方式）】



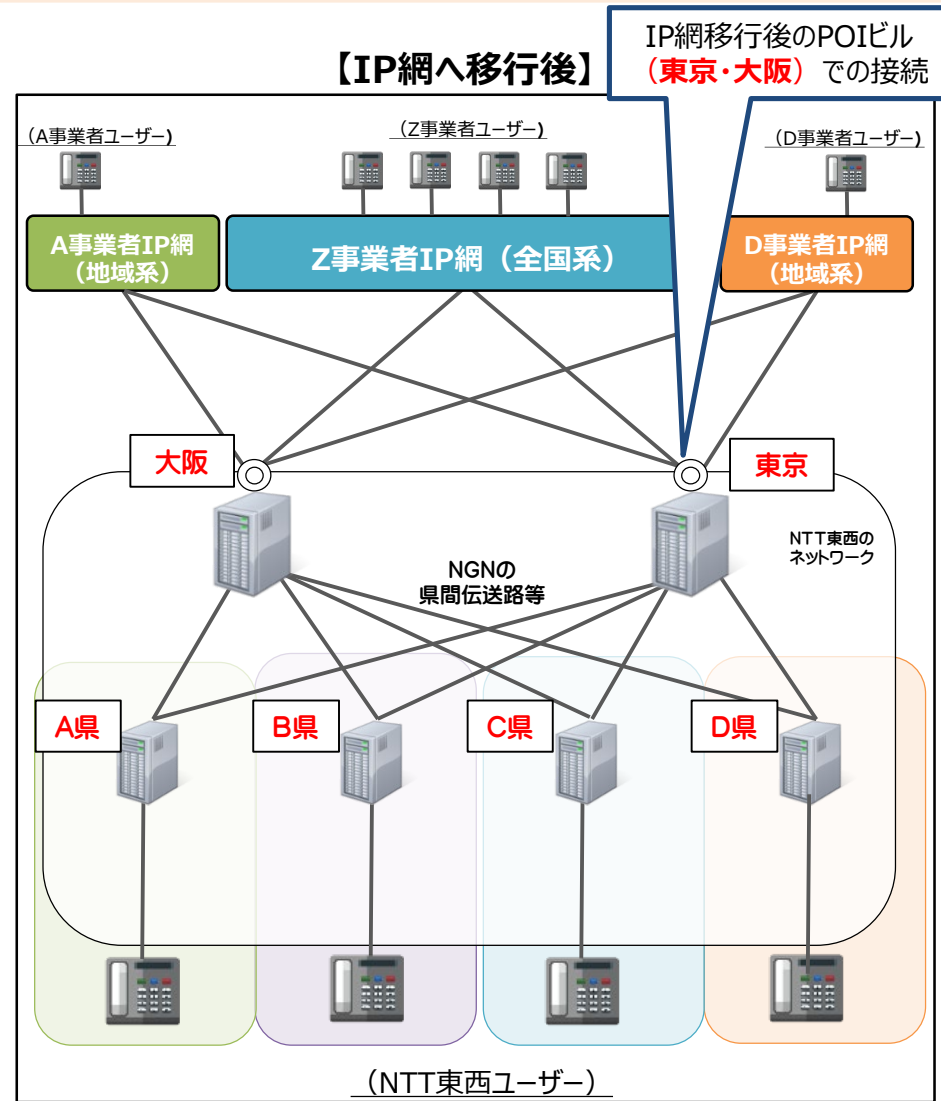
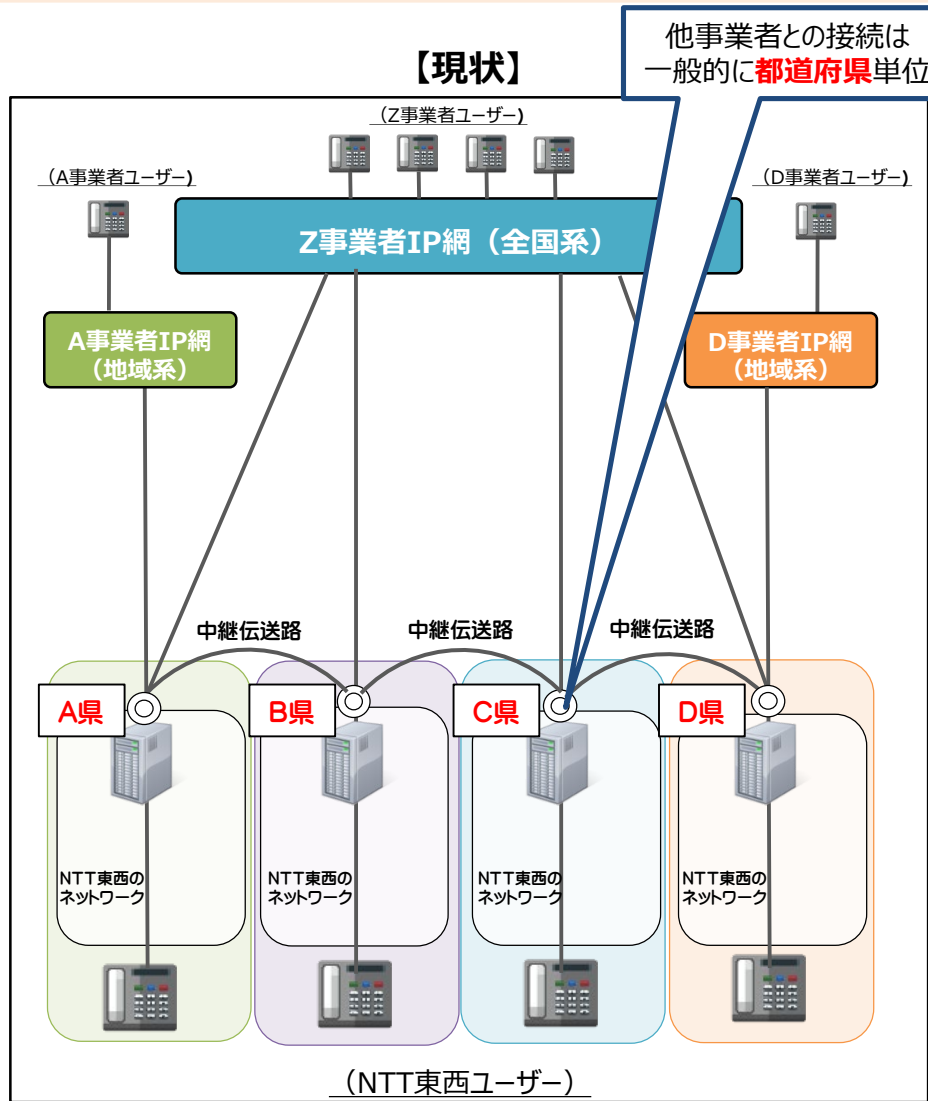
【IP音声接続】



赤字・赤線：今回新たに指定する設備、 橙字・橙線：既に指定されている設備

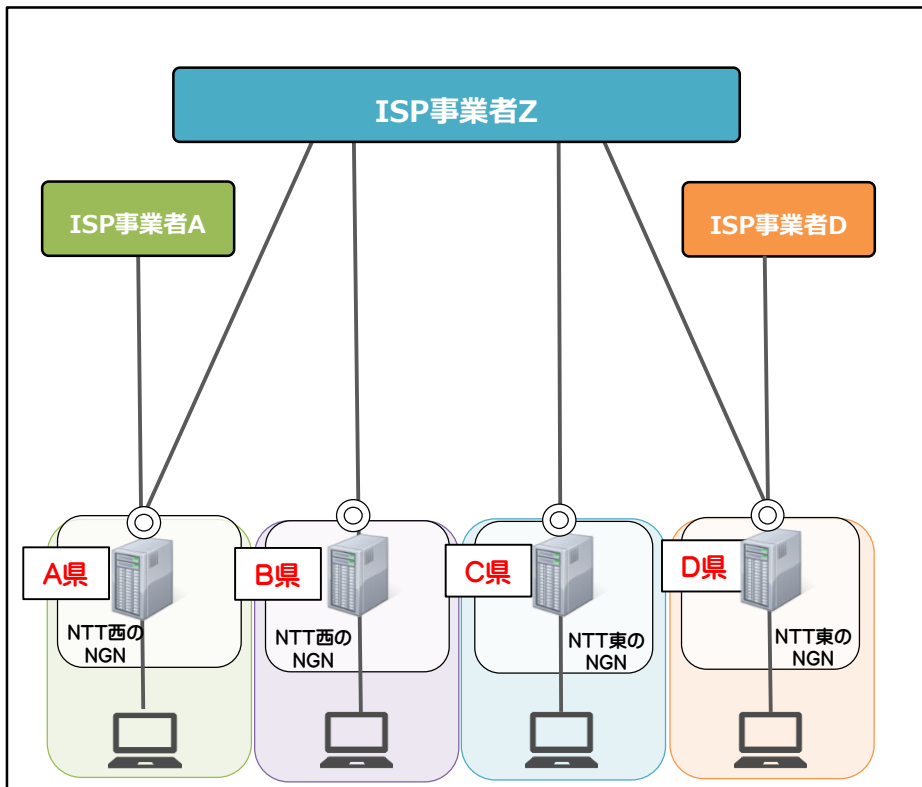
# (参考)IP網移行後の音声通信における接続形態の変化

- NTT東日本・西日本は、令和3年1月以降順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移行を完了させる予定であり、移行後は他事業者との接続点(POI)が都道府県単位ではなく、原則、東京、大阪の2か所となる。
- また、POIの設置場所が原則東京、大阪の2か所であることを踏まえると、東京、大阪のPOIから東京、大阪以外のNTT東日本・西日本のユーザーに着信する場合は、不可避免的に県間通信用設備を経由することになる。

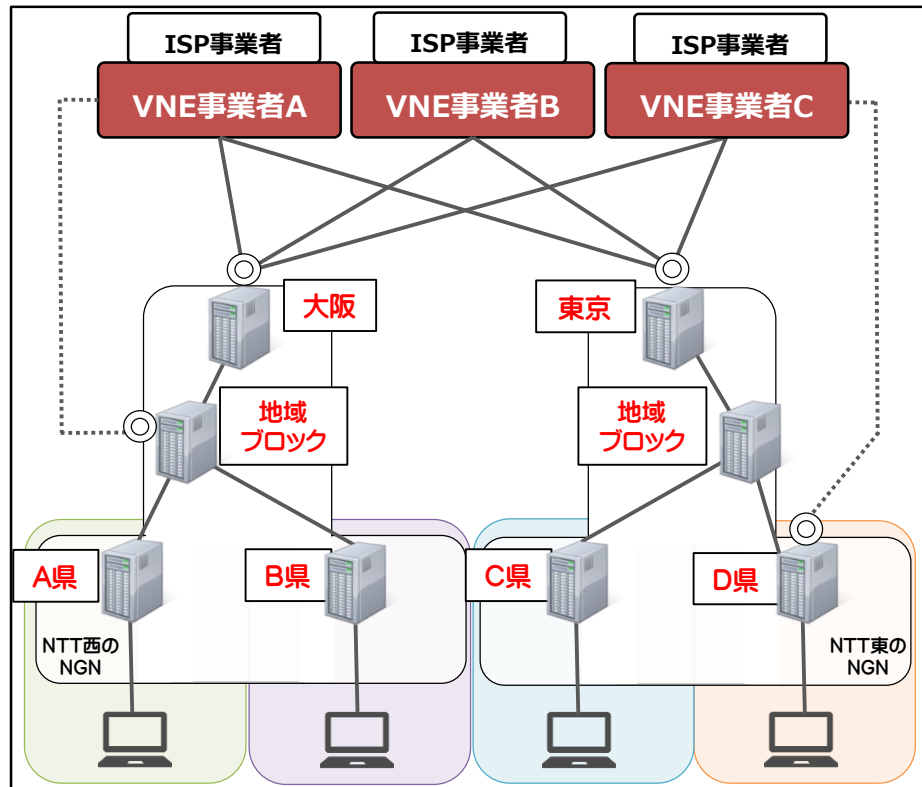


# (参考)NGNにおけるISP事業者等の接続方式

- インターネット接続サービス等のIP通信の役務の提供のためにISP事業者等がNGNに接続する方式として、現状、PPPoE接続とIPoE接続が並存。
- PPPoE接続の場合は、接続が都道府県ごとであり、かつ接続するISP事業者は、その都道府県ごとにサービス提供が可能であるが、IPoE接続の場合は、全国向けのサービス提供が行われている。現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要である(全国にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じる。)ことから、現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はいない。
- 上記を踏まえると、現時点では、全てのVNE事業者が不可避免的にNTT東日本・西日本の県間通信用設備を利用している。



【PPPoE接続】



【IPoE接続】

<p>接続点</p>	<p>都道府県ごとに設置</p>	<p>■全国POI(東日本、西日本それぞれの全域をカバー): <b>東京、大阪</b>※1                  ■単県・ブロックPOI: 東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道                  大阪(関西1)、兵庫(関西2)、愛知(東海)、広島(中四国)、福岡(九州)※1                  ※1 令和2年10月26日時点で確認できているもの。</p>
<p>接続事業者のサービス提供範囲</p>	<p>都道府県内</p>	<p><b>全国</b>                  (現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要。現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はなし。)</p>

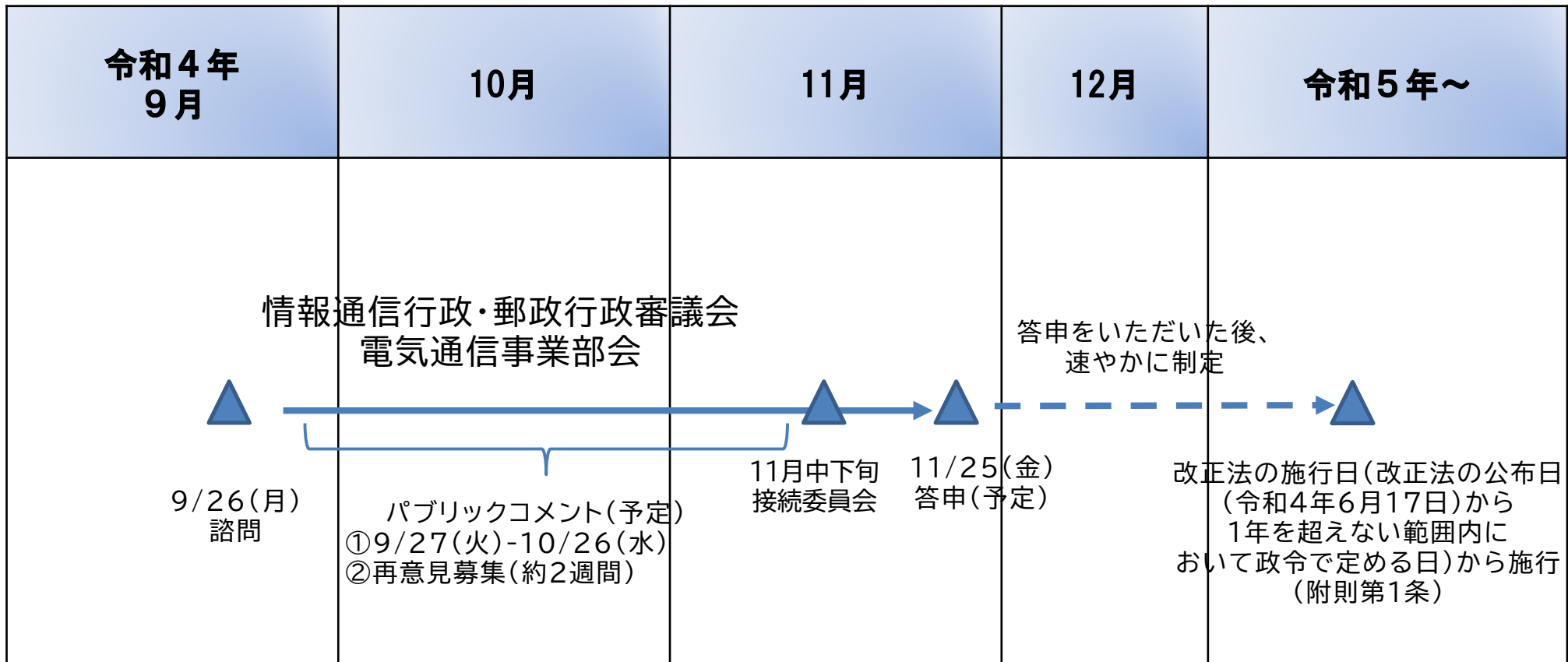


## 経過措置【附則第2条】

本省令の施行時に現に認可を受けている接続約款については、

- 事業者が、施行前においても改正後の省令に適合させるための変更の申請を行うことを可能とするとともに、
- 総務大臣が、当該申請に対する認可を本改正省令の施行前に行うことができ、
- 当該申請に対する認可が本改正省令の施行後となった場合、現に認可を受けている接続約款は改正後の省令に適合しているものとみなす

旨の経過措置を規定。



## 参考資料(1)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の  
適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)



# 1.「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

<改正省令案>

(1)電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正

一部諮問対象

(2)電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)の一部改正

番号は、以下頁の項目番号と対応

## 電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

### 電気通信事業者（登録・届出要）

電気通信事業者以外の者  
(登録・届出 不要)

12 2

13 2

「検索情報電気通信役務」及び「媒介相当電気通信役務」を提供する者として指定された者が追加

※ 検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークション等を提供する者が含まれる。

11 2

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者

左記以外の電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱い

- ① 特定利用者情報（※1）の取扱規程の策定・届出 4
- ② 特定利用者情報の取扱方針の策定・公表 5
- ③ 毎事業年度 特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映 6
- ④ 上記事項の統括管理者の選任・届出 7
- ⑤ 特定利用者情報（※1①）の漏えい時の報告 8

赤丸部分が諮問対象

14  
なし  
(自主的な取組のみ)

31

32

※1 利用者に関する情報のうち、㊦通信の秘密に該当する情報、①利用者（契約締結者その他これに準ずる者）を識別できる情報（総務省令で定めるもの）

### 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務を提供する者

#### ● 利用者に関する情報(※2)を外部送信させる場合に確認の機会を付与

- ✓ 送信先等について、当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報（氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報（OS情報など）を除く。）

既存規律

通信の秘密の漏えい時の報告等

※ 通信の秘密の保護、検閲の禁止は、全ての電気通信事業を営む者が対象

## 1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)でも考え方が提示されたもの

- ①a 情報規律の対象となる電気通信役務  
【施行規則第22条の2の20】
- ①b 情報規律の対象となる者の指定方法  
【施行規則第22条の2の19】
- ② 検索サービスのうち、(新たに事業届出が必要=情報規律の対象となり得る) 検索情報電気通信役務に該当するもの  
【施行規則第59条の3第4項】
- ③ 不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスのうち、(新たに事業届出が必要=情報規律の対象となり得る)媒介相当電気通信役務に該当するもの  
【施行規則第59条の3第5項】
- ④ 情報規律の対象外の電気通信事業を営む者の扱い

- 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
  - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**☆である電気通信役務
  - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮
- 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、**告示・通知**による。
- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**
  - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
  - ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務☆ (☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)
- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※
  - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
  - ・**主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介**する電気通信役務 (付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。) ☆

※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外
- **ガイドライン等で特定利用者情報の適正な取扱いを推奨**

※ 無料の電気通信役務:料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務  
 ※ 有料の電気通信役務:料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務  
 ※ 利用者:契約締結者又は利用登録者(詳細は後述)  
 ※ 利用者数:前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

## 2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報

①情報規律の対象者（無料1,000万以上、有料500万以上）の指定のために、報告を求める対象者、内容及び方法  
【報告規則第1条第2項、第2条第3～6項】

[報告対象者] 電気通信事業者、検索サービスの提供者又は不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスの提供者のうち、前年度の利用者数が、以下の電気通信役務を提供している者

- ㊦無料の電気通信役務の場合：**900万以上**（「有料」「無料」「利用者」「利用者数」の定義は前頁と同じ）
- ㊧有料の電気通信役務の場合：**450万以上**

[報告内容] **該当する電気通信役務※と利用者数**（前年度経過後1月以内に報告）

※「加入電話、携帯電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス、BWAアクセスサービス、公衆無線LANアクセスサービス、仮想移動電気通信サービス、電子メールサービス、メッセージングサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス等」の区分

[報告方法] **以下の㊦・㊧の分類で報告し、他の分類への変更があった場合**（例：㊦の報告した者は、「㊦→㊧」又は「㊦→㊨」になった場合、㊧の報告をした者は、「㊧→㊦」又は「㊧→㊨」になった場合）**のみ変更報告**をする。

- ㊦無料の場合：**900万以上1,000万未満**（有料の場合：**450万以上500万未満**）
- ㊧無料の場合：**1,000万以上**（有料の場合：**500万以上**）
- ㊨無料の場合：**900万未満**（有料の場合：**450万未満**）

## 3.情報規律の対象となる特定利用者情報の内容

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)でも考え方が提示されたもの

① 利用者のうち、契約締結者に準ずる者に該当する者  
【施行規則第2条の2】

● 利用者には、（契約締結者に加え）契約締結者に準ずる者として、「**継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者**」が含まれる☆

② 利用者を識別できる情報のうち、特定利用者情報に該当する情報  
【施行規則第22条の2の21】

● 特定利用者情報には、（通信の秘密に該当する情報に加え）利用者を識別できる情報のうち、「**データベース等を構成する情報**」を構成する情報が該当☆（概念図は以下のとおり）

- ※1 利用者：契約締結者又は利用登録者
- ※2 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。
- ※3 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

【概念図】 特定利用者情報とは、「利用者の利益に及ぼす**影響が大きい電気通信役務**（利用者数1,000万以上等）**の利用者**」に関する情報のうち、



※ 単にWebサイトを閲覧する者など、契約・登録をしない利用者の情報は、特定利用者情報に該当しない。

## 4. 情報取扱規程の記載事項

① 情報取扱規程に記載すべき事項  
【施行規則第22条の2の22】

- 特定利用者情報の**安全管理**に関する事項（㉗組織的安全管理措置（例：責任者の設置、マニュアル整備等）、㉘人的安全管理措置（例：研修の実施等）、㉙物理的安全管理措置（例：入退室管理等）、㉚技術的安全管理措置（例：アクセス管理等）、㉛諸外国の法的環境の把握体制）
- 特定利用者情報の**委託先の監督**に関する事項（㉗委託先の選定方法（例：自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法等）、㉘委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関する事項（例：安全管理措置等）、㉙委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握に関する体制及び方法（例：定期的監査等））
- **情報取扱方針の策定及び公表に係る体制**に関する事項（例：情報取扱方針の策定組織等）
- 特定利用者情報の**取扱状況の評価に係る体制及び方法**に関する事項（㉗評価実施体制及び評価結果の反映体制、㉘評価項目、評価方法及び評価頻度）
- **従業員の監督**に関する事項（例：アクセス管理の体制、研修の内容・頻度等）

☞ **総務省において、具体的な記載事例等を示した情報取扱規程の記載マニュアルの策定が望ましい。**

## 5. 情報取扱方針の記載事項

① 情報取扱方針に記載すべき事項  
【施行規則第22条の2の23】

- ホームページにおいて利用者が理解しやすい分かりやすい方法により、以下の事項を記載
    - ・取得する**特定利用者情報の内容**に関する事項（取得方法を含む。）
    - ・特定利用者情報の**利用の目的及び方法**に関する事項（利用目的（具体的利用例を含む））
    - ・特定利用者情報の**安全管理**の方法に関する事項
      - ㉗安全管理措置の概要
      - ㉘**外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合は、サーバーの所在国の名称（保存する可能性がある国の名称を含む）**（☞サーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称）
      - ㉙**外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合は、委託先（再委託先を含む）の所在国の名称**
      - ㉚**委託先やサーバーの所在国において、政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による収集が可能となる制度**（利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る）（以下「**情報収集制度**」）**※の存在**
- ※ 個人情報保護委員会では、「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす制度」の有無、当該制度が存在する場合はその概要を、ホームページで公表（これは補助的なものであり、当該制度の確認は、事業者の責任で行うべきものとされる）
- ・利用者からの**相談等に応ずる営業所等の連絡先**に関する事項
  - ・特定利用者情報の**漏えいに係る事案**（過去10年間のうち指定を受けている期間の事案）**の時期及び内容の公表**に関する事項



## 6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項

① 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項  
【施行規則第22条の2の24】

- **技術動向、外国の制度、サイバー攻撃のリスク等の状況の変化等**を踏まえて、以下の事項について実施。
  - ・情報取扱**規程**及び情報取扱**方針**の**遵守状況**
  - ・**特定利用者情報の漏えい**

## 7. 特定利用者情報統括管理者の要件

① 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位（法定要件）に加えて、要件とするべき事項  
【施行規則第22条の2の25】

- 利用者に関する情報の取扱いに関する**安全管理又は法令等に関する業務**、若しくはこれを**監督する業務**に通算して**3年以上従事した経験**（他業種を含む）を有すること（これと同等以上の能力を有すると認められる場合を含む）
  - ※ 電気通信設備統括管理者（電気通信事業法第44条の3）は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にあり、かつ、電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務やこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験等が要件

## 8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

① 報告対象とするべき特定利用者情報の漏えい（通信の秘密の漏えいを除く。）  
【施行規則第58条第1項】

- 利用者の数が**1,000人を超える**特定利用者情報の**漏えい**が生じた場合
- （上記に該当しない場合でも）**情報収集制度に基づき、外国政府に特定利用者情報を提供**した場合
  - ※ 通信の秘密の漏えいは、利用者の数にかかわらず、報告が必要（電気通信事業法第28条）
  - ※ 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合には、報告義務の対象



# 関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による 改正後の電気通信事業法)

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、**総務省令で定めるところにより**、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき**電気通信事業者として指定することができる。**

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて**総務省令で定めるもの**（前号に掲げるものを除く。）

(情報取扱規程)

第二十七条の六 前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程（以下「情報取扱規程」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

三 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

(情報取扱方針)

第二十七条の八 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

一 取得する特定利用者情報の内容に関する事項

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

# 関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による 改正後の電気通信事業法)

(特定利用者情報の取扱状況の評価等)

第二十七条の九 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。

2 (略)

(特定利用者情報統括管理者)

第二十七条の十 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ (略)

2 (略)

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 **媒介相当電気通信役務** その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

## 衆議院総務委員会（令和4年5月13日）

- 三 **特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めるとともにその内容を広く国民に周知すること。**
- 四 **特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。**
- 五 本法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲や情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。

## 参議院総務委員会（令和4年6月10日）

- 三、**特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めること。**また、本法の趣旨を踏まえ、義務付けの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるよう検討すること。
- 四、**特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。**
- 五、利用者に関する情報の外部送信に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形で確認の機会が付与され、安全・安心にインターネットを利用できる環境が整備されるよう努めること。
- 六、**二号基礎的電気通信役務や特定利用者情報など本法に基づき新たに導入される制度について、総務省令の制定を始めとする制度の詳細の整備に当たっては、高い透明性を確保した場で、事業者、消費者団体等の多様な関係者と連携・協力して検討を行うとともに、その内容を広く国民に周知すること。**
- 七、本法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲、情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方、本法による規律の対象となる事業者の範囲などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。また、法施行後三年経過以前であっても、本法の施行状況を踏まえて必要があると認める場合には、適時適切に所要の措置を講ずること。

## 2.「外部送信」関係

<改正省令案>  
(1) 施行規則の一部改正

# プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG

- プラットフォームサービスに関する研究会の下に設けられたプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWGでは、令和4年6月より、「外部送信規律」の詳細について検討。パブリックコメントを経て、プラットフォームサービスに関する研究会において、同年8月23日に「外部送信規律」の省令案の方向性を含む、第2次取りまとめ。
- 当該第2次取りまとめを踏まえた省令案を本WGにおいて検討。

## [検討事項]

1. 内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務
2. 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件
3. 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項
4. 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報
5. オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

## [構成員等]

(敬称略)

主査	穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
主査代理	山本 龍彦 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
構成員	生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 准教授
構成員	石井 夏生利 中央大学 国際情報学部 教授
構成員	板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
構成員	太田 祐一 株式会社 DataSign 代表取締役社長
構成員	小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント
構成員	佐藤 一郎 国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
構成員	沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク 理事
構成員	新保 史生 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
構成員	高橋 克巳 NTT 社会情報研究所 主席研究員
構成員	寺田 眞治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
構成員	古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事
構成員	森 亮二 英知法律事務所 弁護士
オブザーバー	一般社団法人 MyDataJapan
オブザーバー	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
オブザーバー	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会
オブザーバー	情報通信消費者ネットワーク
オブザーバー	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
オブザーバー	主婦連合会
オブザーバー	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
オブザーバー	一般社団法人電気通信事業者協会
オブザーバー	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	デジタル市場競争本部事務局、個人情報保護委員会事務局



## 電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出 要）

電気通信事業以外の者  
（登録・届出 不要）

「**検索情報電気通信役務**」及び「**媒介相当電気通信役務**」を提供する者として指定された者が追加

※ 検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークション等が含まれる。

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者

左記以外の  
電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱い

- ① 特定利用者情報（※1）の**取扱規程の策定・届出**
- ② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**
- ③ **毎事業年度** 特定利用者情報の**取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映**
- ④ 上記事項の**統括管理者の選任・届出等**
- ⑤ 特定利用者情報（※1①）の**漏えい時の報告**

なし  
（自主的な取組のみ）

※1 利用者に関する情報のうち、㊶**通信の秘密**に該当する情報、㊸**利用者**（契約締結者その他これに準ずる者）を識別できる情報（総務省令で定めるもの）

番号は、以下頁の項目番号と対応

利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者 **1**

● **利用者に関する情報（※2）を外部 **2** 言させる場合に確 **4** の機会を付与**

✓ 送信先等について、当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報（氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報（OS情報など）を除く。） **3**

外部送信

既存規律

通信の秘密の漏えい時の報告等

※ 通信の秘密の保護、検閲の禁止は、全ての電気通信事業を営む者が対象

## 1. 外部送信規律の対象

### ① 外部送信規律の対象となる 電気通信役務

(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

【施行規則第22条の2の27】

- 以下のサービスで、ブラウザ又はアプリケーションを通じて提供されるもの。
  - ・利用者間のメッセージ媒介等
  - ・SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
  - ・オンライン検索サービス
  - ・各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）



## 2.通知又は容易に知り得る状態

①通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件  
【施行規則第22条の2の28】

### ●共通事項

- ・日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いる
- ・操作を行うことなく、文字が適切な大きさで表示される
- ・利用者が②の事項について、容易に確認できるようにする

### ●通知

- ・通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL等）を即時に（ポップアップ等により）表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に認識できるように表示する

### ●容易に知り得る状態

- ・情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する
- ・情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において公表すべき事項を表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に到達できるように表示する

②通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項  
【施行規則第22条の2の29】

### ●送信されることとなる利用者に関する情報の内容

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容

### ●利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

- ・情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称

### ●その他

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

※いずれも情報送信指令通信ごと

### 3. 措置を取ることを不要とする情報

- ① 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報  
【施行規則第22条の2の30】

#### 【符号、音響又は影像を適正に表示するために必要な情報】

- ・OS情報、画面設定情報、言語設定情報
- ・その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

#### 【その他】

- ・入力をした情報の保持等に必要な情報
- ・認証に必要な情報
- ・セキュリティ対策に必要な情報（サービス提供者のセキュリティに関するものに限る。）
- ・ネットワーク管理に必要な情報

※いずれも当該目的のために送信する場合に限る。

### 4. オプトアウト措置

- ① オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項  
【施行規則第22条の2の31】

- オプトアウト措置（を講じていること）
- オプトアウト措置の内容（情報の送信を停止又は送信された情報の利用の停止）
- 利用者の求めを受け付ける方法
- その他
  - ・オプトアウト措置を行った場合に、どのようなサービスの制限を受けるか
  - ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容
  - ・情報の送信を受けてこれを取り扱う者の氏名・名称
  - ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

# 関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による改正後の電気通信事業法)

(情報送信指令通信に係る通知等)

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務**を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、**総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。**ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の**利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報**
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
  - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること
    - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
    - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
  - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法**その他の総務省令で定める事項**について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

## 参考資料(2)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定  
電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

本改正に伴い、関係省令について、以下の所要の改正を行う。

- 平成13年総務省告示第242号（電気通信事業法施行規則第23条の2第2項の規定に基づく指定に関する件）は不要となるため、廃止
- 「単位指定区域」の定義が削除されることに伴う、当該規定を引用していた箇所の改正【施行規則第23条の4第1項、接続料規則改正省令（平成17年総務省令第14号）附則第15項、電気通信事業報告規則様式第21】
- 県間通信用設備のうち、IP音声県間接続・優先パケット県間接続について、第一種指定電気通信設備に指定されていないものの、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないことに鑑み、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める規定（令和3年総務省令第1号で追加）について、当該設備が全て第一種指定電気通信設備となるため、削除【施行規則第23条の4第2項第1号の2】
- 県間通信用設備の第一種指定を踏まえた設備等に係る定義・様式等の整理【接続料規則第2条第5号～第6号の2、接続会計規則第2条第2項・別表】
- PSTNマイグレーション期間中の長期増分費用（LRIC）方式による加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定に係る経過措置について、県間通信用設備の第一種指定を踏まえた規定の整理【施行規則等改正省令（令和3年総務省令第1号）附則、接続料規則等改正省令（令和4年総務省令第9号）附則】